

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布

消防庁は、消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和2年10月19日から令和2年11月17日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、15件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「消防法施行規則の一部を改正する省令」、「消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件」、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件」、「消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同令第四条の二の四第三項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件」及び「防火管理に関する講習の実施細目を定める件等の一部を改正する件」を公布しましたのでお知らせします。

1 主な改正内容

以下の事項について措置を行うため、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）、平成14年消防庁告示第8号、平成16年消防庁告示第9号、平成20年消防庁告示第19号等を改正するものです。

- （1）消防法令に定める様式の押印削除に関する事項
- （2）消防法令に定める各種点検の期間の延長に関する事項
- （3）特定共同住宅等における点検基準の合理化に関する事項
- （4）消防設備士免状の写真に関する事項

2 意見公募の結果

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和2年10月19日から令和2年11月17日までの間、意見を公募したところ、15件の御意見がございました。

いただいた御意見及び総務省の考え方は、別紙1のとおりです。

3 改正省令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、改正省令等を令和2年12月25日に公布しました。

- ・改正省令等の概要 別紙2
- ・改正省令等の新旧対照表 別紙3



（事務連絡先）
消防庁予防課 桑折課長補佐、五味
TEL 03-5253-7523（直通）
FAX 03-5253-7533

【消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No.1	<p>消防設備点検報告書押印削除について 原則、設置者が点検報告を提出となっているが、点検業者が設置者より提出代行依頼を受け、提出している物件が数多くあると思います。 すべての押印を削除ですと、点検業者が設備点検をせずに不正に書類作成し、設置者が知らないところで、点検報告がされてしまう不正がおこる可能性が考えられる。 点検業者、設置者、報告先である消防機関、三方の確認の為にも、押印は必要ではないかと考えるが如何であるか。</p> <p style="text-align: right;">【有限会社 ハローサービス】</p>	<p>消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書については、その後の消防本部等による立入検査等により、真正性は確認できることから、押印による真正性の確認は不要と判断しております。なお、必要に応じた申請・届出等を行う者の本人確認等は可能であると考えております。</p>	無
No.2	<p>今回の改正で各届出書の届出者の押印が無くなりますが、当該届出書に訂正があった場合はどのような訂正方法をとればいいのでしょうか？</p> <p>例 訂正印 例 差し替え</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>二重傍線に記名又は差替えにより提出すること等が想定されます。</p>	無
No.3	<p>様式の押印削除について。押印の必要性を特に感じないのでそれについては賛成です。押印の削除とあわせて宛名欄にある「殿」という敬称を削除し、「(あて先)」としてはいかがでしょうか。敬称は申請・届出者側が任意につけるものであって、最初から様式中にそれがあることに違和感を覚えます。役所の届出等は「(あて先)」となっているものが多いことから、消防関係の届出・申請様式もそのようにするのが良いのではないかでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御賛同意見として承ります。 後段につきましては、今後の検討に対する御意見として承ります。</p>	無

No.4	<p>本改正に賛成である。</p> <p>消防法施行規則の一部が改正され、消防法令に定める様式の押印削除等の改正内容となっているが、先般、「火災予防条例(例)中に規定する標識類及び届出書の様式について」(昭和37年1月19日付け自消丙予発第3号)の一部改正について(通知)(令和2年9月24日付け、消防予第311号)により改正されたところである。</p> <p>各市町村において運用できる事項であるが、火災予防条例(例)にかかる届出様式についても同様に押印廃止してはどうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御賛同意見として承ります。</p> <p>また、御意見のとおり、「火災予防条例(例)中に規定する標識類及び届出書の様式について」(昭和37年1月19日付け自消丙予発第3号)を含む通知についても改正し、押印を削除することとしています。</p>	無
No.5	<p>押印の見直しは許可や申請の際の申請意志と申請者の確認のため必要と思われる。</p> <p>しかし、現在の社会の情勢から、見直しをする場合、次のことを検討していただきたい。</p> <p>申請者の確認のため、マイナンバーの活用やネット環境の電子証明を添付又は第3者機関での証明など申請者の確認ができる場合は、押印を無くしても良いと考えます。</p> <p>申請意志の確認は、申請者本人の持参と行政書士などの代理行為を明文化など容認するための制度化が必要と思われる。</p> <p>また、届出行為を求める必要性があるのか御検討の上、見直されては如何でしょう。</p> <p>特に過去に消防庁主導で、地方公共団体で制定した届出については、その必要性から御検討のうえ「火災予防条例(例)」の一部改廃などを御検討されては如何でしょう。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今後の検討に対する御意見として承ります。</p>	無
No.6	<p>① 省内・府内の伝達・承認・確認等は勝手に自由にオンライン化結構。</p> <p>② 国民からの申請書は、オンライン化出来る事、出来る案件から実施する。</p> <p>但し高齢者やパソコン不得手者等オンラインに馴染めない人には紙申請を残す。紙申請は、現在安定した意志の確認が出来ているので、押印、記名、署名等の方法を存続する。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今般の改正は、オンライン化の推進に資するものであると考えますが、書面による申請を認めないこととするものではありません。</p> <p>なお、今回廃止の対象となるのは、押印欄のみです。</p>	無

No.7	<p>この度の押印廃止については、賛成していますが、今後の電子申請に繋がる出来事と捉えて、あえて、質問させて頂きます。</p> <p>届出書などの欄に、本人の連絡先として電話番号の記載欄がないものがありますが、特に防火管理者や防災管理者本人の確認のための連絡先は必要なのではないかと者えています。例えば、防火対象物点検や防災管理点検の報告書については、届出者は関係者となっておりますが、防火管理者や防災管理者本人の確認のための連絡先(電話番号)や、報告作成者の連絡先の欄が以前よりありません。</p> <p>電話番号を記載する欄が、在るものと無いものがある理由は何かをご回答頂き、必要と考えられる連絡先の記載欄を設けてもらえないかと考えています。</p> <p>【消火器アプリとオンライン化について】</p> <p>点検率の向上を目的に作られた消火器アプリのシステム事業者から以前より「点検のあり方会議」の中で、届出書表紙の押印廃止が求められてきたこともあり、昨年度からの届出用紙の改正が進んでいると推測していますが、来年度からオンライン化の事業予算が計上されるとも聞いており、押印廃止との一連の流れにのって、届出制度のオンライン化が進んでいくものと感じています。</p> <p>様式作成システムを開発している企業は複数あり、民業圧迫になりかねない、そのあたりの状況を把握頂ければと思います。</p> <p>【消火器アプリの前に】</p> <p>消防設備事業者向けの報告書作成ソフトシステムは、弊社のソフトを利用している1000社を含め、3000社近くが民間事業者のシステムを使用しており、電子化は、容易にできると考えています。</p> <p>ところが、防火管理者向けの消防計画書等のシステムは、市町村毎に色々な様式があるため開発が難しく、いまだにビジネスになっているものは見受けていません。</p> <p>しかし、消防計画等、防火管理者が作成する書類は、予防行政において、施設管理の基礎となる重要なものであり、デジタル化を推し進めるなら、この分野に国費を投じて頂きたいと思います。</p> <p>更に、危険物関係や予防規定など、市町村条例の垣根を越え全国で使用できるシステムの構築を要望します。</p>	<p>今般の様式に係る改正につきましては、押印欄の削除を目的とするものです。今後の検討に対する御意見として承ります。</p>	無
------	--	--	---

No.8	<p>押印廃止自体については異議ありません。賛成です。</p> <p>【意見1】 平成16年消防庁告示第9号(別記様式第1) 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書にはなぜ「(法人の場合は、名称及び代表者氏名)」の記載がないのか。 届出者の立場からすると、法人所有の場合は個人印ではダメ、会社の角印だけではダメ、で書類を受理させて貰えないと駄然としないのではないでしょか。押印が廃止されたとしても法人なのか個人なのかを問われるのであれば、「(法人の場合は、名称及び代表者氏名)」の記載をするべきではないでしょか。</p> <p>【意見2】 改正案は「公布の日から施行する」とあるが、旧様式(印ありの様式)を用いる場合の経過措置が不明です。令和2年4月の様式改正では、経過措置期間が6ヶ月でしたが周知不足のため経過措置後も旧様式で持参される届出者が現在もいます。 行政手続法令の観点からは、様式が異なると受理できないと思われますが、今回改正は押印廃止という届け出者側の利便性向上を考慮し、旧様式でわざわざ押印された届出を受理できるよう、経過措置期間を設けるのではなく、旧様式も当分の間受理できるよう、有効に取り扱えるよう考慮されたい。</p> <p>【意見3】 押印を廃止し、ゆくゆくはオンライン申請できるようにするというのが政府の考え方であり、届出者側の利便性を考慮すると当然の流れだと理解できます。 しかしながらこのままオンライン化が導入されても行政文書の取り扱い方法(決裁・回議方法や内部の文書管理システムとの相性、保存期間に相当するサーバーの容量不足等も含む)等の議論がされておらず、現状、消防機関としても受入体制が整っていません。国としてオンライン化を推進するのであれば、導入に係る予算調整等については各消防本部任せにするのではなく、消防庁が主体的に取り組んで頂きたい。</p> <p>【意見4】 押印が廃止されたとしても、オンライン申請ができる環境が整うには時間を見るため、当分の間は紙ベースでの届出が続くと思慮されます。現在、紙ベースでの届出については日本産業規格A4を用いることとされていますが、集約印刷された届出書(具体例:A4用紙裏表に4ページ分の届出情報が印刷されているもの)を持参する方も中にはいます。受理するに差し支えないと考えられますが、行政手続法令において両面印刷や集約印刷に関する届出について明確な根拠が示されておらず判断に苦慮しますので、今後の運用通知にて取り扱いを示して頂けたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御賛同意見として承ります。</p> <p>【意見1】 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書については、消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の規定により、防火対象物の関係者が報告することとされています。よって、法人の場合は、その代表者以外の関係者による報告が可能です。よって、当該様式の氏名欄には「(法人の場合は、名称及び代表者氏名)」の記載をしておりません。</p> <p>【意見2】 御指摘のとおり、法令上の様式は施行日から、押印欄のない様式となります。一般的には押印があることをもって、法令で定められた形式上の要件に適合していないとは言えず、差替えや④マークを削除するような補正を求める必要はないと考えられます。</p> <p>【意見3】・【意見4】 今後の検討に対する御意見として承ります。</p>	無
------	--	---	---

No.9	<p>消防法施行規則に定める別記様式第1号の2の2「防火(防災)管理者選任(解任)届出書」をはじめとする各種届出書については、届出義務者が消防機関へ届出するよう定められたものですが、届出書の押印不要とする改正については、オンライン化の推進や行政手続きの簡素化には必要であると考えており、改正趣旨には賛同します。しかしながら、押印不要とした場合における届出書の本人性の確認は如何される予定ですか。届出者名欄に届出者名が記載されていることのみで、本人性の確認が取れないと看做されるのですか。</p> <p>【個人】</p>	<p>御賛同意見として承ります。</p> <p>消防法令の申請・届出等は、その後の消防本部等による立入検査等により、真正性は確認できることから、押印による真正性の確認は不要と判断しております。なお、必要に応じた申請・届出等を行う者の本人確認等は可能であると考えております。</p>	無
No.10	<p>(1) 消防法令に定める様式の押印削除に関する事項 改正に反対である。押印又は署名は、その存在により、刑法等で特別な扱いをされる事になるものであるが、これを伴う事は、正当性・公正性の確保に有用であるので、押印又は署名は必要と考える。署名での代用も可として、基本として押印を伴う事とされたい。例外として、電子手続における基準を満たした電子署名を用いての手続きがあるが、その様な代替の策が無い場合は、通常、従前と同様に、押印又は署名を伴う形とされたい。今回対象となっている手続きについては、あまり高頻度で発生する手続きではないので、押印又は署名について、従前どおり伴う事とされたい。</p> <p>国民としては、事務において虚偽・不法が発生しない事を強く求めるのであるが、そのための保護が、法的及び物理的技術的になされるようにされたい。</p> <p>(2) 消防法令に定める各種点検の期間の延長に関する事項 一時的なものであるのであればよいのであるが、安全性が確保されるように策を講じていく事を求めたい。</p> <p>(3) 特定共同住宅等における点検基準の合理化に関する事項 あまり賛成出来ない。合理化というより簡略化といった方が適切な改正内容と考えられるものであるが、従前と同様の部分の点検が必要であると考えられるものである。改正について反対である。</p> <p>(4) 消防設備士免状の写真に関する事項 理由について提出させるようにされたい。</p> <p>【個人】</p>	<p>(1) 消防法令の申請・届出等は、その後の消防本部等による立入検査等により、真正性は確認できることから、押印による真正性の確認は不要と判断しております。なお、必要に応じた申請・届出等を行う者の本人確認等は可能であると考えております。</p> <p>(2) 各種点検の期間の延長につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症のような、新型インフルエンザ等の感染症により、点検を実施することが困難である場合について、限定期間に期間の延長を認めるものです。</p> <p>(3) 特定共同住宅等における点検基準の合理化に関する事項 火災危険に応じた防火対象物点検報告を実施するため、火災の発生又は延焼のおそれの少ない特定共同住宅等について、規制の見直しを行うものです。</p> <p>(4) 消防設備士免状の写真に関する事項 適切に運用が図られるよう、おって運用の指針を示してまいります。</p>	無

No.11	<p>大きなマンションや公営住宅は通常2方向避難型、開放型等の特定共同住宅であり、かつ各住居が一戸ずつコンクリートで防火区画されていることもあり防火上の安全性は高く、火が住戸外に噴き出すまでには時間がかかり、それまでには消防が救出に来てくれる。</p> <p>また、グループホーム住戸の外に出て開放廊下まで避難するか、直下の階まで避難することで安全性は確保できるのではないかと考えます。</p> <p>グループホームから1階屋外までの避難経路を点検対象とするのではなく、グループホームがある階だけ、もしくは直下の階までを点検対象としていただくなどさらに緩和を検討して頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>火災の際、当該施設から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路を避難に使用することは当然にありえることから、点検対象としています。</p>	無
No.12	<p>施行令第2条に「同一敷地内に管理について権原を有する者が同一の者である別表第一に掲げる防火対象物が二以上あるときは、それらの防火対象物は、法第八条第一項の規定の適用については、一の防火対象物とみなす。」と定められています。そのため、同一敷地内に複数の住棟がある集合住宅団地の場合、グループホーム存する住棟が一棟であっても敷地全体で収容人員が算定され、団地全体が「防火対象物点検」の対象となっていました。</p> <p>今回の改正では、グループホームが入居する住棟のみが点検対象となり、収容人員の判断についてもグループホーム入居住棟単位での収容人員を判定し、グループホームが存しない住棟については「防火対象物点検」の対象とならないと判断してよろしいか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>従前のとおり、消防法施行令第2条により一の防火対象物とみなされる防火対象物のうち、同第4条の2の2に掲げるものに該当するものは、全ての棟について防火対象物点検の対象となります。</p>	無
No.13	<ul style="list-style-type: none"> 特定共同住宅等では各住戸単位で防火区画が施されており、住戸外まで火炎が噴き出すまでには相当時間がかかりますし、300人以上入居の2方向避難型等の共同住宅は相当大きな物件ですので、避難訓練時には住戸外に出て廊下の端まで避難してそこで待機するだけで、むしろ無理に階段を使用しないよう消防署から指導されています(特に身体障害のある場合等)。現実的には火災時も1階屋外まで避難することはまずないため、避難経路については特に高層階に入居する場合は、火災室から離れた廊下の端や1階下の直下階まで避難することで可として頂き、避難経路の点検対象範囲も限定して頂きたいと思います。また自治体ごとでグループホームの入居状況も様々と思われますので、少なくとも自治体消防によって直下階まで可と判断できるように、解釈通知を発出頂きますようお願いいたします。 	<p>火災の際、当該施設から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路を避難に使用することは当然ありえることから、点検対象としています。</p>	無

	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等では同一敷地内にある全棟を点検対象と判断する市町村もあり得るため、グループホーム等の入居棟に限ることができる旨を、併せて周知いただきますようお願ひいたします。 ・本来、所有者側が建物全体に対して管理責任をもつべきであることから、防火対象物点検についてもグループホーム住戸内も含めて第一義的には所有者側に責務があることを併せて周知いただきたい。 ・グループホーム住戸内の防火対象物点検の対象・範囲について、カーテン・絨毯か防炎物品か、コンロなど火気使用物品の周辺の点検だけでよいか、住戸内廊下、リビング、台所までの点検で各入居者の居室までは点検対象となるのか、その場合、点検費用は廊下、リビング、台所の面積だけで算定されるのか等、点検範囲や点検対象を通知等で明示して頂きたい。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従前のとおり、消防法施行令第2条により一の防火対象物とみなされる防火対象物のうち、同第4条の2の2に掲げるものに該当するものは、全ての棟について防火対象物点検の対象となります。 ・どの立場の方が防火対象物点検を実施すべき管理権原を有する者にあたるかは、個々の契約等に基づくものです。 ・グループホームに供される部分の防火対象物点検の基準について、今回の改正による変更はありません。 	
No.14	<p>(1)消防法令に定める様式の押印削除に関する事項 (2)消防法令に定める各種点検の期間の延長に関する事項 (4)消防設備士免状の写真に関する事項 ・改正について賛成します。</p> <p>(3)特定共同住宅等における点検基準の合理化に関する事項 ・改正に反対します。 反対理由:平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえた消防法施行令の一部改正で防火対象物の定期点検報告制度が利用者の安全を確保する制度になりました。しかし、今回の消防法施行規則の一部を改正する省令(案)の(3)(案)は、特定共同住宅等の安全を保障する階段・廊下の点検・報告から省略すれば、火災時に停電した場合、避難経路に段ボール箱や荷物が散在して避難者の生命を危うくする事態が起こりかねない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>(1)・(2)・(4) 御賛同意見として承ります。</p> <p>(3) 旅館・ホテル等に供される居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路については、引き続き防火対象物点検の全ての項目について実施する必要があります。 なお、それ以外の階段・廊下部分についても、消防法第8条により引き続き維持管理することが求められます。</p>	無

No.15	<ul style="list-style-type: none"> 押印削除はいいとしても、各種点検の期間延長っていうのは、延長しても実害がないようなものは、そもそも点検の重要度が低いからで、そんなものはもともとの点検頻度を延ばすなり、廃止すればいいんではないかと考えてしまします。重要度が高いなら、延長を認めるべきでないし… 免状写真について、宗教上の理由等があれば、無帽の条件を外し顔の輪郭がわかれればよしとするものですが、「うちの宗派では目を隠さないといけないので」と言わわれたら認めるのでしょうか？顔の輪郭がわかれれば、目は隠しても認められるんでしょうか？ 	<p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> 押印の削除につきましては、御賛同意見として承ります。 各種点検の期間延長につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症のような、人と人の接触機会を低減し、点検を実施することが困難である場合について、限定的に期限の延長を認めるものです。 今回の改正は、無帽の要件について、宗教上又は医療上の理由がある場合に不要とするものです。 	無
-------	---	--	---

○提出意見数:15 件

※1 提出意見数は、意見提出者数としています。

※2 その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件ありました。

※3 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約し、類似する意見をとりまとめる等の整理をしております。

消防法施行規則の一部を改正する省令等について

令和2年12月
消防庁予防課

(1) 消防法令に定める様式の押印削除に関する事項（別記様式関係）

【概要】

下記の省令及び告示に規定する各様式における届出者等の押印を不要とし、各様式中の印マークを削除するもの。

消防法施行規則 (昭和36年自治省令第6号)	別記様式第1号の2	消防計画作成（変更）届出書
	別記様式第1号の2の2	防火・防災管理者選任（解任）届出書
	別記様式第1号の2の2の2	全体についての消防計画作成（変更）届出書
	別記様式第1号の2の2の2の2	統括防火・防災管理者選任（解任）届出書
	別記様式第1号の2の2の2の3	防火対象物点検報告特例認定申請書
	別記様式第1号の2の2の3	管理権原者変更届出書
	別記様式第1号の2の2の3の3	自衛消防組織設置（変更）届出書
	別記様式第1号の2の2の4	防炎表示者登録申請書
	別記様式第1号の2の3	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書
	別記様式第1号の7	工事整備対象設備等着工届出書
	別記様式第1号の8	特殊消防用設備等性能評価申請書
	別記様式第1号の9	特殊消防用設備等性能評価変更申請書
	別記様式第1号の10	特殊消防用設備等大臣認定申請書
	別記様式第1号の11	特殊消防用設備等変更承認申請書
	別記様式第1号の12	データ審査方式申請書
	別記様式第2号、第3号	型式試験申請書
	別記様式第4号、第5号	型式承認申請書
	別記様式第6号	氏名（名称、代表者の氏名、住所）変更届出書
平成14年消防庁告示第8号	別記様式第7号	型式適合検定申請書
	別記様式第8号	輸出品承認申請書
	別記様式第9号	自主表示対象機械器具等表示届出書
	別記様式第10号	届出事項変更届出書
	別記様式第11号	製造（輸入）事業廃止届出書
平成16年消防庁告示第9号	別記様式第12号	輸出品承認申請書
	別記様式第14号	防災管理点検報告特例認定申請書
	別記様式第15号	管理権原者変更届出書
平成20年消防庁告示第19号	別記様式第1	防火対象物点検結果報告書
		消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
		防災管理点検結果報告書

【背景】

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）では、新型コロナウイルス感染症防止等の観点から、「押印を求める行政手続等について押印の必要性を厳しく検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止する。」とされている。

これを受け、消防法令において押印を求めていた様式について、その押印の必要性を検討し、届出者等の押印を全て廃止することとした。

【施行日】

これらの省令・告示は、公布の日から施行する。

(2) 消防法令に定める各種点検の期間の延長に関する事項 (規則第4条の2の4第1項、第31条の6第4項関係)

【概要】

消防法令に期間の定めのある下記の点検及び報告（以下「点検等」という。）について、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）その他の事由の影響により、当該期間ごとに点検等を行うことが困難であるときにおける期間の延長に係る規定を定めるため、消防法施行規則を改正し、あわせて所要の規定の整備を行うもの。

改正対象	改正概要	関係法令
防火対象物の点検及び報告 防災管理対象物の点検及び報告	新型インフルエンザ等その他の消防庁長官が定める事由により、消防法令に定める期間ごとに左記の点検を行い、又はその結果を報告することが困難であるときは、消防庁長官が当該事由を勘案して定める期間ごとに当該点検等を行うものとする。	消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。） 第4条の2の4第1項 (規則第51条の12第2項において準用する場合を含む。)
消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告		規則第31条の6第4項

【背景】

今般、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定するものをいう。）の感染拡大防止のため、人との接触機会の低減が求められる中で、消防法令に期間の定めのある点検等について、当該期間内に点検を行い、又はその結果を報告することが困難である場合が想定されたことから、今後同様の事案が発生した場合に対応するため、改正を行うこととした。

【施行日】

この省令は、公布の日から施行する。

(3) 特定共同住宅等における点検基準の合理化に関する事項 (規則第4条の2の6第2項関係)

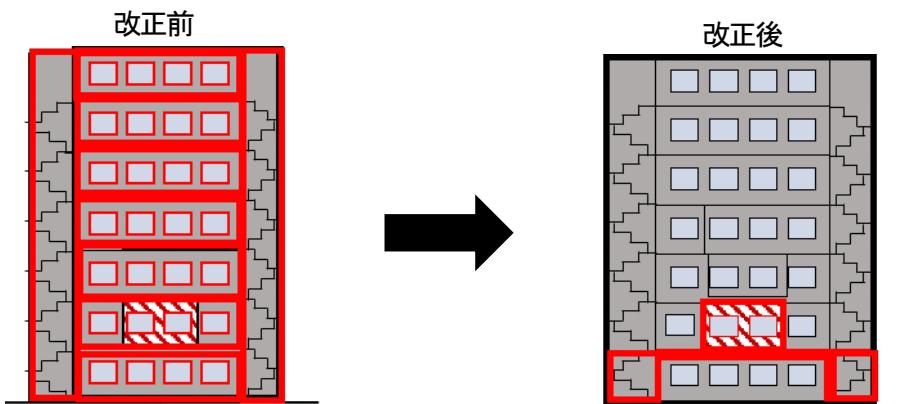
【概要】

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の2第1項の規定による防火対象物点検について、特定共同住宅等（特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）第2条第1号に規定するものをいい、これに類する防火対象物であって、火災の発生又は延焼のおそれの少ないものとして消防長又は消防署長が認めるものを含む。以下同じ。）に係る点検基準を合理化するもの。

（1）点検基準を合理化する防火対象物の部分

下記の①及び②以外の部分

- ① 旅館・ホテル・養護老人ホーム・障害者支援施設・保育所等の用途に供される部分
(消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（5）イ、（6）ロ及びハ)
- ② ①に掲げる部分から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路



（2）合理化する点検基準

規則4条の2の6該当号	点検項目の内容	点検の方法	免除の有無 (改正後)
1号	防火管理者及び消防計画届出状況	書類確認	免除されない
1号の2	自衛消防組織届出状況	書類確認	✓ 耐火構造等をもっても安全が担保されないため
2号	消防計画に基づく実施状況	書類確認	
3号	統括防火管理者及び消防計画届出状況	書類確認	
4号	避難上必要な施設等の管理	現地確認	
5号	防炎対象物品の指定表示状況	現地確認	
6号	圧縮アセチレンガス等届出状況	書類確認	
7号	消防用設備等設置状況	現地確認又は書類確認	免除される ✓ 耐火構造等により安全が担保されるため
8号	消防用設備等検査状況	現地確認又は書類確認	
9号	市町村長が定める基準	基準に応じて現地確認又は書類確認	

【背景】

近年、小規模福祉施設や民泊施設が増加しているところ、これらの用途がごく一部でも存する特定共同住宅等については、収容人員が300人以上である場合等に、建物全体に防火対象物の点検報告の義務が生じることとなっている。

この点、当該点検報告は、防火対象物の管理権原者に対し、過度の業務面及び金銭面の負担を生じさせるものであることから、特定共同住宅等への小規模福祉施設や民泊施設等の新規入居等について、間接的な妨げとなっている点が指摘されていた。

これらを踏まえ、「火災予防の実効性向上作業チーム」（座長：関澤愛東京理科大学総合研究院教授）において、火災危険に応じた防火対象物点検報告の実施に係る検討を行い、火災の発生又は延焼のおそれの少ない特定共同住宅等について、規制の見直しを行うこととした。

【施行日】

この省令は、公布の日から施行する。

（4）消防設備士免状の写真に関する事項（規則第33条の6第3項関係）

【概要】

規則に規定する消防設備士免状の写真に関し、宗教上又は医療上の理由がある者については顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布等で覆うことを認めることとするものである。

【背景】

消防設備士免状に添付する写真については、個人識別の観点から、これまで「無帽」とされていたものであるが、宗教上や医療上の理由への配慮に係る要望を踏まえ、当該理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合には、無帽の要件を不要することとした。なお、旅券申請用写真や運転免許申請用写真においては既に当該要件を認めている。

【施行日】

この省令は、公布の日から施行する。

○ 総務省令第百二十三号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の規定に基づき、同法及び同令を実施するため、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

総務大臣　武田　良太

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(防火対象物の点検及び報告)

第四条の二の四 法第八条の二の二第一項の規定による点検は、一年に一回行うものとする。ただし、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第一号に規定するものをいう。第三十一条の六第四項において同じ。）その他の消防庁長官が定める事由により、その期間ごとに法第八条の二の二第一項の規定による点検を行うことが困難であるときは、消防庁長官が当該事由を勘案して定める期間ごとに当該点検を行うものとする。

〔2・3 略〕

4 法第八条の二の二第一項に規定する防火対象物点検資格者（以下「防火対象物点検資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、防火対象物の点検に関する必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防火対象物の点検に関する必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者とする。

〔一 略〕

二 第三十一条の六第七項に規定する消防設備点検資格者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検について三年以上の実務の経験を有する者

〔三・十五 略〕

〔5 略〕

(防火対象物の点検基準)

第四条の二の六 〔略〕

2 法第八条の二の二第一項の防火対象物であつて、次に掲げる防火対象物又はその部分については、前項の規定のうち、同項第一号から第三号までの規定以外の規定を適用しないものとする。

〔一・二 略〕

三 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）第二条第一号に規定する特定共同住宅等（これに類する防火対象物であつて、火災の発生又は延焼のおそれの少ないものとして消防長又は消防署長が認めるものを含む。）の次に掲げる部分以外の部分

イ 令別表第一五項イ並びに六項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分
ロ イに掲げる部分から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路

(防火対象物の点検及び報告)

第四条の二の四 法第八条の二の二第一項の規定による点検は、一年に一回行うものとする。

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

〔一 同上〕

二 第三十一条の六第六項に規定する消防設備点検資格者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検について三年以上の実務の経験を有する者

〔三・十五 同上〕

〔5 同上〕

(防火対象物の点検基準)

第四条の二の六 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔新設〕

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）

第三十一条の六 〔略〕

(防火対象物の点検及び報告)

第四条の二の四 法第八条の二の二第一項の規定による点検は、一年に一回行うものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	<p>〔2・3 略〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>〔2 略〕</p> <p>〔3 前項の写真は、申請書提出前六月以内に撮影した正面、無帽（第三十三条の五第二項に定める免状の記載事項の変更に係る免状の書換えの申請を行おうとする者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとする。</p> <p>〔4 略〕</p>	<p>〔2 略〕</p> <p>〔3 前項の写真は、申請書提出前六月以内に撮影した正面、無帽、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとする。</p>
<p>〔4 同上〕</p>	<p>〔4 同上〕</p>
<p>〔4 同上〕</p>	<p>〔4 同上〕</p>

別記様式第一号の二から別記様式第一号の二の二の三まで、別記様式第一号の二の二の三の三から別記様式第一号の二の三まで、別記様式第一号の七から別記様式第十二号まで、別記様式第十四号及び別記様式第十五号中「㊂」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第十八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の四第三項の規定に基づき、平成十四年消防庁告示第八号（消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十五日

消防庁長官 横田 真二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

名 田 滉

名 田 滉

別記様式第1

防火対象物点検結果報告書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長）殿

届出者

消防長（消防署長）（市町村長）殿

届出者

年 月 日

住所

住所

氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

電話番号

下記のとおり防火対象物の点検を実施したので、消防法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。

記

下記のとおり防火対象物の点検を実施したので、消防法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。

記

所 在 地			
防 火 対 象 物 名 称	令別表第一（ ）項		
用 途	造 地上	階 地下	階
構 造・規 模	床面積 m ²	延べ面積 m ²	床面積 m ²
点 檢 実 施 日	年	月	日
点 檢 票 別添のとおり	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 第1号	<input type="checkbox"/> 第2号
消防法施行規則第4条の2の6 第2項の適用	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 第3号	

所 在 地			
防 火 対 象 物 名 称	令別表第一（ ）項		
用 途	造 地上	階 地下	階
構 造・規 模	床面積 m ²	延べ面積 m ²	床面積 m ²
点 檢 実 施 日	年	月	日
点 檢 票 別添のとおり	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 第1号	<input type="checkbox"/> 第2号
消防法施行規則第4条の2の6 第2項の適用	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 第3号	

備考
1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 消防法施行規則第4条の2の6第2項の適用の欄は、当該規定が適用される場合は「有」の欄にレ点を記入し、適用されない場合は「無」の欄にレ点を記入すること。なお、「有」の場合は、同項各項のうち適用される規定の□にレ点を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

備考
1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 消防法施行規則第4条の2の6第2項の適用の欄は、当該規定が適用される場合は「有」の欄にレ点を記入し、適用されない場合は「無」の欄にレ点を記入すること。なお、「有」の場合は、同項各項のうち適用される規定の□にレ点を記入し、同項各項の規定が適用される場合は「第1号」の□にレ点を記入し、同項各項の規定が適用されない場合は「第2号」の□にレ点を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第十九号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第五項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十五日

消防庁長官 横田 真二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

名 田 滉

名 田 滉

別記様式第1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 殿 届出者
 住 所 _____
 氏 名 _____
 電話番号 _____

下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。
記

所 在 地	防 火 名 称	対 象 物	規 模
階	地 上	階	地 下
延べ面積	m ²	延べ面積	m ²
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等 消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等			

※受 付 横

※経 過 横

※備 考

※受 付 横	※経 過 横	※備 考

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 消防設備又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を記入し、添付すること。

3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。

4 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式第1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 殿 届出者
 住 所 _____
 氏 名 _____
 電話番号 _____

下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。
記

所 在 地	防 火 名 称	対 象 物	規 模
階	地 上	階	地 下
延べ面積	m ²	延べ面積	m ²
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等 消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等			

※受 付 横	※経 過 横	※備 考

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 消防設備又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を記入し、添付すること。

3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。

4 ※印欄は、記入しないこと。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第二十号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五十一条の十二第二項の規定において準用する同令第四条の二の四第三項の規定に基づき、平成二十年消防庁告示第十九号（消防法施行規則第五十二条の十二第二項の規定において準用する同令第四条の二の四第三項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十五日

消防庁長官　横田　真二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

防災管理点検結果報告書

消防長（消防署長）（市町村長）殿

殿

届出者

消防長（消防署長）（市町村長）殿

届出者

下記のとおり防災管理対象物の防災管理点検を実施したので、消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。

下記のとおり防災管理対象物の防災管理点検を実施したので、消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2第1項の規定に基づき報告します。

所在地		防災管理制度対象物		別表第一()項目	
名稱	用途	構造・規模	点検実施日	点検票	点検者
		床面積 m ²	造地上 階地下 階	別添のとおり	住 所 氏 名 免 状
		延べ面積 m ²	階地下 階		講習機関名 年 月 日
			年 月 日		免状交付年月日 免状交付番号 再講習受講年月日
			年 月 日		※ 経過欄 ※ 備考
					※ 受付欄

所 在 地	防災管理対象物					
名 称	令別表第一()項					
用 途						
構造・規模	造 地上 地下 附 地上 地下 附					
点検実施日	床面積 m ² 延べ面積 m ²					
点 檢 票	別添のとおり					
点 檢 所						
点 檢 者						
住 所						
氏 名						
免 状	講習機関名	免状交付年月日	免状交付番号	再講習受講年月日		
※ 受付欄		年 月 日	第 号	年 月 日		
		※ 経過欄		※ 備考		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 彩印の欄は記入しないこと。

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の欄は記入「ない」。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第二十一号

消防法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第二百二十三号）の施行に伴い、並びに消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二条の三第六項、第三十一条の六第六項、第七項第十号及び第八項第六号並びに第三十一条の七第二項において準用する同令第一条の四第十項の規定に基づき、昭和六十二年消防庁告示第一号（防火管理に関する講習の実施細目を定める件）等の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十五日

消防庁長官 横田 真二

第一条 昭和六十二年消防庁告示第一号（防火管理に関する講習の実施細目を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第二　講習事項の一部免除		改　正　後				
甲種防火管理新規講習については、第一の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げる講習事項を免除することができるものとする。						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>講習事項の一部を免除することができる者</th> <th>免除することができる講習事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第七項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者</td> <td>「略」</td></tr> </tbody> </table>		講習事項の一部を免除することができる者	免除することができる講習事項	消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第七項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者	「略」	
講習事項の一部を免除することができる者	免除することができる講習事項					
消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第七項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者	「略」					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>講習事項の一部を免除することができる者</th> <th>免除することができる講習事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第六項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者</td> <td>「同上」</td></tr> </tbody> </table>		講習事項の一部を免除することができる者	免除することができる講習事項	消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第六項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者	「同上」	
講習事項の一部を免除することができる者	免除することができる講習事項					
消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第六項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者	「同上」					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>備考</th> <th>表中の「」の記載は注記である。</th> </tr> </thead> </table>		備考	表中の「」の記載は注記である。			
備考	表中の「」の記載は注記である。					

第二条 平成十二年消防庁告示第十一号（消防法施行規則第三十一条の六第五項第十号に規定する同項第一号から第九号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改正後	改正前
		<p>消防法施行規則第三十一条の六第七項第十号に規定する同項第一号から第九号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者は、次の各号に掲げる者とする。</p>	<p>消防法施行規則第三十一条の六第五項第十号に規定する同項第一号から第九号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者は、次の各号に掲げる者とする。</p>

第三条 平成十二年消防庁告示第十四号（消防法施行規則第三十一条の六第七項第六号の期間を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第一 期間 消防法施行規則第三十一条の六第八項第六号の期間（以下「期間」という。）は、次のとおりとする。 〔二・二 略〕	改 正 後
第一 期間 消防法施行規則第三十一条の六第七項第六号の期間（以下「期間」という。）は、次のとおりとする。 〔二・二 同上〕	改 正 前

第四条 平成十六年消防庁告示第十号（消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十一条の六第六項の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者（以下「消防設備士」という。）又は総務大臣が認める資格を有する者（以下「消防設備点検資格者」という。）が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類は次のとおりとする。</p>	<p>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十一条の六第五項の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者（以下「消防設備士」という。）又は総務大臣が認める資格を有する者（以下「消防設備点検資格者」という。）が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類は次のとおりとする。</p>

第五条 平成十六年消防庁告示第十八号（消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
第二 講習の対象	第二 講習の対象	第四 講習科目の一部免除	第四 講習科目の一部免除
<p>講習は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十二条の六第七項各号のいずれかに該当する者を対象とするものとする。</p> <p>一 特種の講習については、第三第一号の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げる講習科目を免除することができるものとする。</p> <p>応じそれぞれ同表の下欄に掲げる講習科目を免除することができるものとする。</p>	<p>講習は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十二条の六第六項各号のいずれかに該当する者を対象とするものとする。</p> <p>一 「同上」</p>	<p>講習は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十二条の六第六項各号のいずれかに該当する者を対象とするものとする。</p> <p>一 「同上」</p>	<p>講習は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十二条の六第六項各号のいずれかに該当する者を対象とするものとする。</p> <p>一 「同上」</p>
<p>講習事項の一部を免除することができる者</p> <p>「略」</p>	<p>免除することができる講習事項</p> <p>「略」</p>	<p>講習事項の一部を免除することができる者</p> <p>「同上」</p>	<p>免除することができる講習事項</p> <p>「同上」</p>
<p>規則第三十二条の六第八項第六号の期間（以下「期間」という。）ごとに特種消防設備点検資格者免状の交付を受けないことにより特種消防設備点検資格者の資格を失った者</p>		<p>規則第三十二条の六第六項第六号の期間（以下「期間」という。）ごとに特種消防設備点検資格者免状の交付を受けないことにより特種消防設備点検資格者の資格を失った者</p>	

附 則

この告示は、消防法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第二百二十三号）の施行の日（令和二年十二月二十五日）から施行する。